

## 湘南ライフタウンB地区茅ヶ崎・藤沢自治会 集会所運営・使用の手引書

### 1. (目的)

この手引書は「湘南ライフタウンB地区茅ヶ崎・藤沢自治会集会所運営・使用規程」に基づき、集会所の効率的な運営及び利便的・安全的な仕様を主眼としてB茅ヶ崎・B藤沢自治会(以下「両自治会」という)としての必要な事項を定める。

### 2. (使用者の義務－16則)

使用者及び使用責任者は、集会所の使用について次のことを遵守しなければならない。

以下の義務を怠ったものについては、次回以降の使用を断られることがある。

- (1) 「集会所使用申込書」(様式1)を用いて集会所運営担当の承認を得ること。
- (2) 集会所に設備されている火気設備(ガスコンロ、ガス湯沸し器、ガスストーブ)以外の火気設備を待込み・使用してはならない。
- (3) 小型調理器等(カセットコンロ、ホットプレート、電気ポット等)の使用は事前に集会所運営担当の了解を得ること。
- (4) 前項に類する器具は集会所に保管してはならない。
- (5) 諸活動(手芸、工作教室等)に必要な小道具(アイロン、ミシン、小型電動工具等)の使用は可とする。
- (6) 集会所内は全館禁煙とする。
- (7) 使用後は場所の汚れ具合を確認し、汚れている場合は掃除をする。
- (8) 使用後は机、イス等を元の配列に戻すこと。
- (9) 消灯、ガスの元栓閉め、エアコンのOFF、各所の施錠、玄関扉の施錠を確認し、所定の「集会所使用報告書」(様式2)を提出すること。
- (10) 集会所の使用後は備付けの「使用日誌」に所定事項を記入すること。
- (11) 建物、壁等に無闇に釘を打って傷をつけたり、ガムテープ・両面テープ等で汚してはならない。
- (12) 「鍵」を借り受けたものは手続きに従ってすみやかに「鍵」を返却すること。
- (13) 騒音、紛争に涉る行為、そのほか風紀上好ましくない行動をしないこと。
- (14) 忘れ物をしたり、私物を押入等に置かないこと。
- (15) 押入内利用者は不要なものは処分し、整理整頓に努めること。
- (16) やむを得ず、使用許可なく集会所に出入りしたものは、事後すみやかにその旨を集会所運営担当に報告すること。

### 3. (申込受付業務の交代)

集会所運営担当の受付等の業務を、B茅ヶ崎自治会とB藤沢自治会とで期間を定めて交代する。

- (1) B茅ヶ崎自治会の集会所運営担当業務……………西暦偶数年10月から翌年9月まで
- (2) B藤沢自治会の集会所運営担当業務期……………西暦奇数年10月から翌年9月まで
- (3) 引継ぎは別に定めるところの要件を満たした「集会所運営引継書」、帳票類綴り、現物「鍵」類をもって、総務部長の立会いのもとに行う。

#### 4. 「鍵」の貸出・返却及び保管管理

- (1) 集会所の「鍵」について両自治会の共有管理とし、両自治会の総務部長が所管管理する。
- (2) 総務部長は自治会役員、自治会が認めた団体には、「集会所合鍵の長期借用願い」(様式3)に応じて合鍵を長期に貸出し、管理させる。
- (3) 前項の団体は預かった「鍵」の管理状況を自治会の求めに応えられるように管理する。
- (4) 集会所を使用とするものは、「鍵」の貸出し・返却について集会所運営担当と事前に電話等で方法・時間を調整する。
- (5) 集会所を使用するために「鍵」を預かったものは、その鍵を転貸・複製してはならない。
- (6) 集会所の「鍵」について盗難、紛失等があった場合、遅滞なく届出ること。
- (7) 「合鍵」の不正使用、合鍵の無断複製の疑いが生じた場合、原則として、錠前を交換する。また、その原因者は交換にかかる費用を負担しなければならない。

#### 6. (帳票)

集会所運営・使用に係る帳票として「様式1」、「様式2」、「様式3」を定める。

- (1) 様式1 「集会所使用申込書」
- (2) 様式2 「集会所使用報告書」
- (3) 様式3 「集会所合鍵の長期借用願い」

#### 7. (その他)

- (1) この手引書に疑義が生じたり、改訂の必要な事項があれば、B地区自治会連絡協議会で協議調整した上で、総務部長は役員会の承認を得る。

#### 付則

この手引書は、B地区茅ヶ崎自治会役員会、B地区藤沢自治会役員会で承認を得て、平成25年4月〇〇日以降発効する。

#### 履歴

- (1) 平成25年1月にB地区茅ヶ崎自治会とB地区藤沢自治会との連絡協議会で協議を重ね、合意し新しく規程を制定した。それに伴い本手引書を作成し、従来の「葉」を廃した。

#### 参考:(押入内の整理・保管方法について)

集会所を使用するものは、互いに利便に使用するため、団体の所有物を収納する整理・保管箱(以下容器という)を置くことができる。

- (1) 容器の保管場所は押入とし、集会所運営担当が置き場所を指定する。
- (2) 団体が用意する容器は1団体あたり1個とし、容器の正面に団体名を表記し、容器を施錠してはならない。

新規に購入または更新する容器は、他団体との識別・整理を容易にするために、下記の要件を満たすものが望ましい。

市販品、引出式、半透明樹脂製、積重ね可能型、寸法:巾39cm \* 奥行74cm \* 高さ23cm以内のもの

【推奨品 天馬㈱ 押入ケース TENMA 74M ¥980-(コーナン調べ)】